

平成 2 1 年度東京都税制調査会

第 1 回 小委員会

〔 地方分権に関する資料 〕

平成 2 1 年 4 月 9 日

地方分権に関する資料 目次

資料名	頁
地方分権の推進に関する決議（抜粋）	1
地方分権推進法（抜粋）	2
「三位一体の改革」の全体像	3
「三位一体の改革」における税源移譲の概要	4
「三位一体の改革」の影響額	5
都における「三位一体の改革」の影響	6
地方交付税総額等の推移（当初ベース）	7
地方分権改革推進委員会「第2次勧告」までの概要	8

地方分権の推進に関する決議（抜粋）

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が等しくゆとりと豊かさを実感できる社会を実現していくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方の役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

（第126回国会 平成5年6月4日参議院本会議）

地方分権推進法（抜粋）

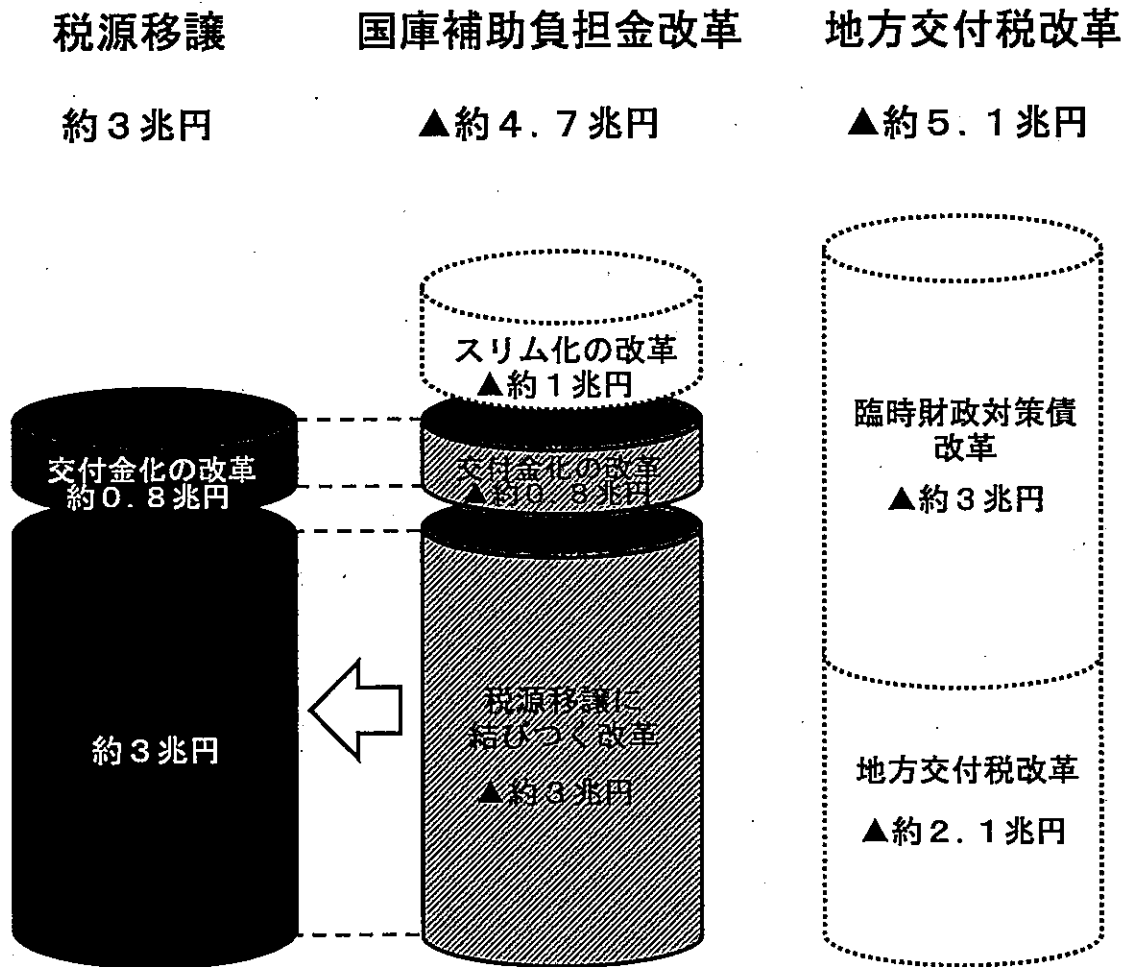
第一条

この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(平成七年五月十九日法律第九十六号)

「三位一体の改革」の全体像

三位一体の改革では、3年度間で、国庫補助負担金の見直し(△約4.7兆円)、地方交付税の総額抑制(△約5.1兆円)、税源移譲(約3兆円)が行なわれた。



注 端数処理の関係で、合計が合わないことがある。

国庫補助負担金改革

三位一体の改革における補助金改革の主な内容は、地方の自主性の拡大につながる国庫負担率の引下げ等であった。

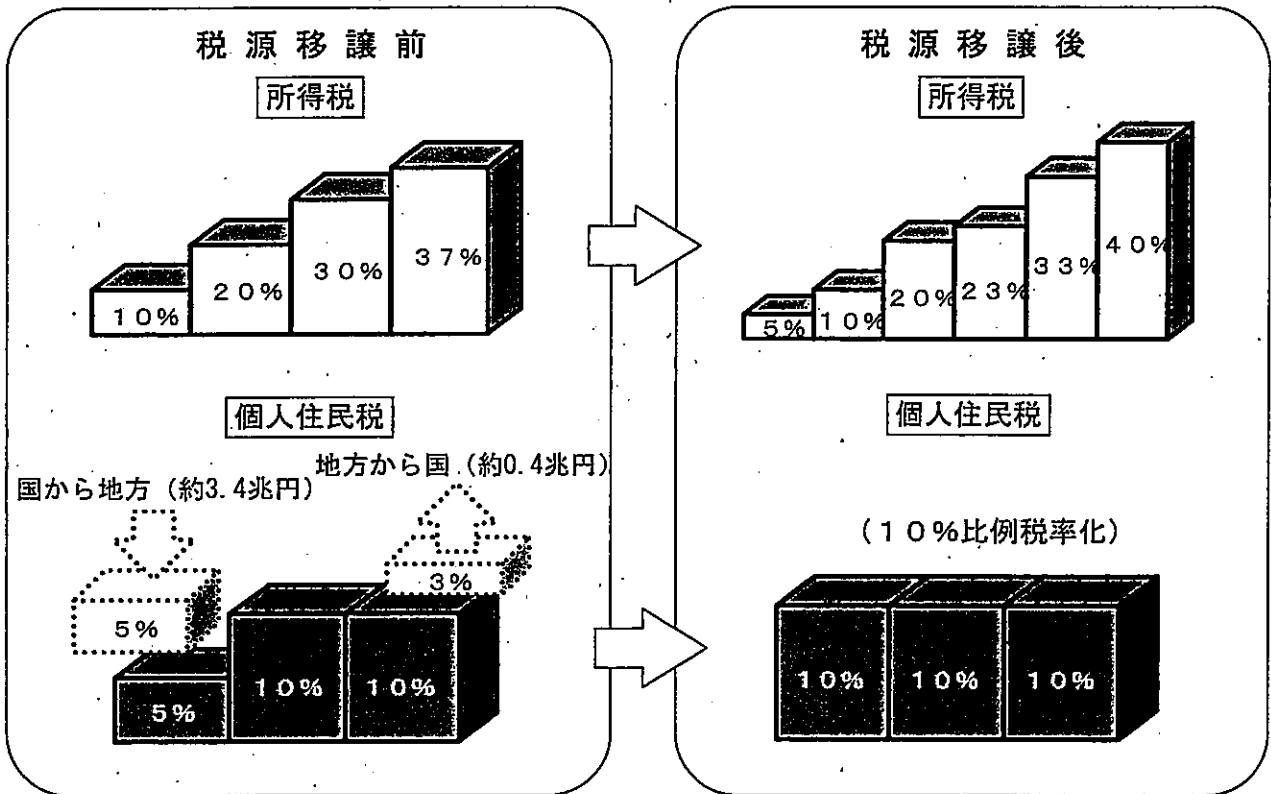
○対象となった国庫負担金のうち主なもの

・義務教育費国庫負担金	国庫負担率	1/2	→	1/3
・児童扶養手当国庫負担金	国庫負担率	3/4	→	1/3
・児童手当国庫負担金	国庫負担率	2/3	→	1/3
・介護給付費等負担金	国庫負担率	25%	→	20%

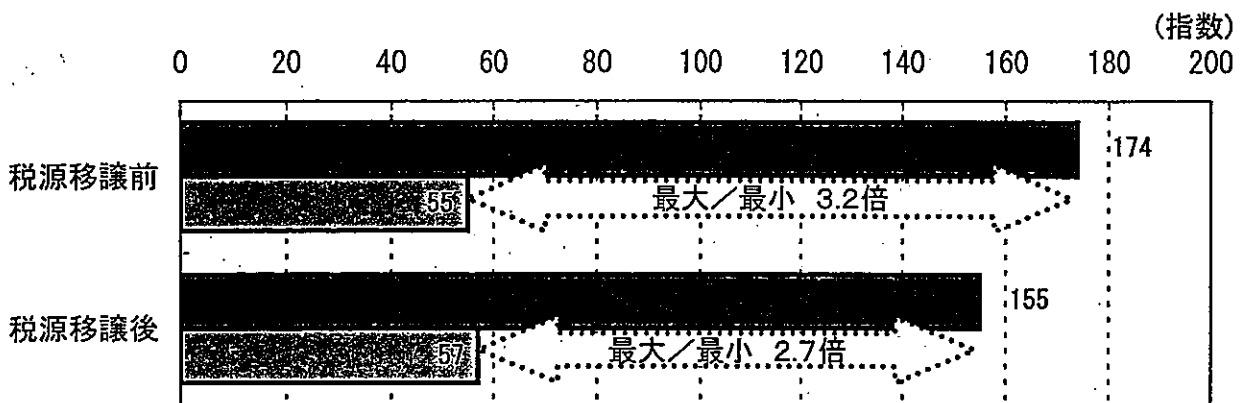
「三位一体の改革」における税源移譲の概要

- ・ 所得税から個人住民税に3兆円の税源移譲が行われた。
- ・ 個人住民税率のフラット化により、人口一人当たりの「最大/最小」倍率は、移譲前の3.2倍から移譲後は2.7倍と縮小し、偏在が是正された。

〈所得税から個人住民税への税源移譲〉



〈比例税率化による偏在是正効果〉



注1 「政府税制調査会資料」により作成。
 注2 一人当たり道府県民税所得割・市町村民税所得割の税収額合計の全国平均を100とした指数。
 注3 一人当たり税収額の算出は、平成17年国勢調査人口による。
 注4 現行税収の一人当たり税収額は、平成16年度決算見込額から算出している。
 注5 比例税率化後の一人当たり税収額は、理論的に計算した、平成18年度所得譲与税の譲与基準である税源移譲見込額に基づき、算出している。
 注6 比例税率化により指数が上昇する都道府県域はもちろん、指数が低下する都道府県域にあっても税収増となる。

「三位一体の改革」の影響額

(単位：億円)

都道府県名	国庫補助金の減少額 a	税源移譲額 b	差引 (b-a)	b/a
北海道	1,549	1,206	△ 343	0.78
青森県	422	260	△ 162	0.62
岩手県	393	263	△ 130	0.67
宮城県	559	512	△ 47	0.92
秋田県	311	205	△ 106	0.66
山形県	311	244	△ 67	0.78
福島県	538	427	△ 111	0.79
茨城県	669	717	48	1.07
栃木県	476	491	15	1.03
群馬県	465	477	12	1.03
埼玉県	1,340	1,898	558	1.42
千葉県	1,206	1,603	397	1.33
東京都	2,355	3,184	829	1.35
神奈川県	1,614	2,486	872	1.54
新潟県	622	521	△ 101	0.84
富山県	270	291	21	1.08
石川県	309	292	△ 17	0.94
福井県	213	200	△ 13	0.94
山梨県	228	205	△ 23	0.90
長野県	525	524	△ 1	1.00
岐阜県	488	511	23	1.05
静岡県	798	1,019	221	1.28
愛知県	1,498	1,958	460	1.31
三重県	462	460	△ 2	1.00
滋賀県	296	346	50	1.17
京都府	641	584	△ 57	0.91
大阪府	2,138	1,965	△ 173	0.92
兵庫県	1,371	1,274	△ 97	0.93
奈良県	339	317	△ 22	0.94
和歌山県	327	200	△ 127	0.61
鳥取県	176	128	△ 48	0.73
島根県	226	158	△ 68	0.70
岡山県	482	440	△ 42	0.91
広島県	721	692	△ 29	0.96
山口県	393	338	△ 55	0.86
徳島県	246	158	△ 88	0.64
香川県	267	233	△ 34	0.87
愛媛県	416	289	△ 127	0.69
高知県	262	152	△ 110	0.58
福岡県	1,230	1,049	△ 181	0.85
佐賀県	242	167	△ 75	0.69
長崎県	442	274	△ 168	0.62
熊本県	530	340	△ 190	0.64
大分県	345	236	△ 109	0.68
宮崎県	356	205	△ 151	0.58
鹿児島県	556	310	△ 246	0.56
沖縄県	476	199	△ 277	0.42
合計	30,100	30,000		

- 注1 財政制度審議会提出資料(財務省)、全国知事会提出資料(富山県試算資料)及び総務省資料に基づき作成。
 2 都道府県分と市町村分を合わせたものである。
 3 税源移譲額は18年度の所得譲与税算定で用いた数値。
 4 国庫補助金の減少額は、交付実績や交付税算定資料などを基にした推計値。

都における「三位一体の改革」の影響

○国庫補助金・負担金、地方特例交付金への依存度は低く、交付税不交付団体であるため、三位一体改革の影響は限定的

○法人事業税の分割基準見直しは平成18年度1,300億円、平年度1,100億円の減収要因

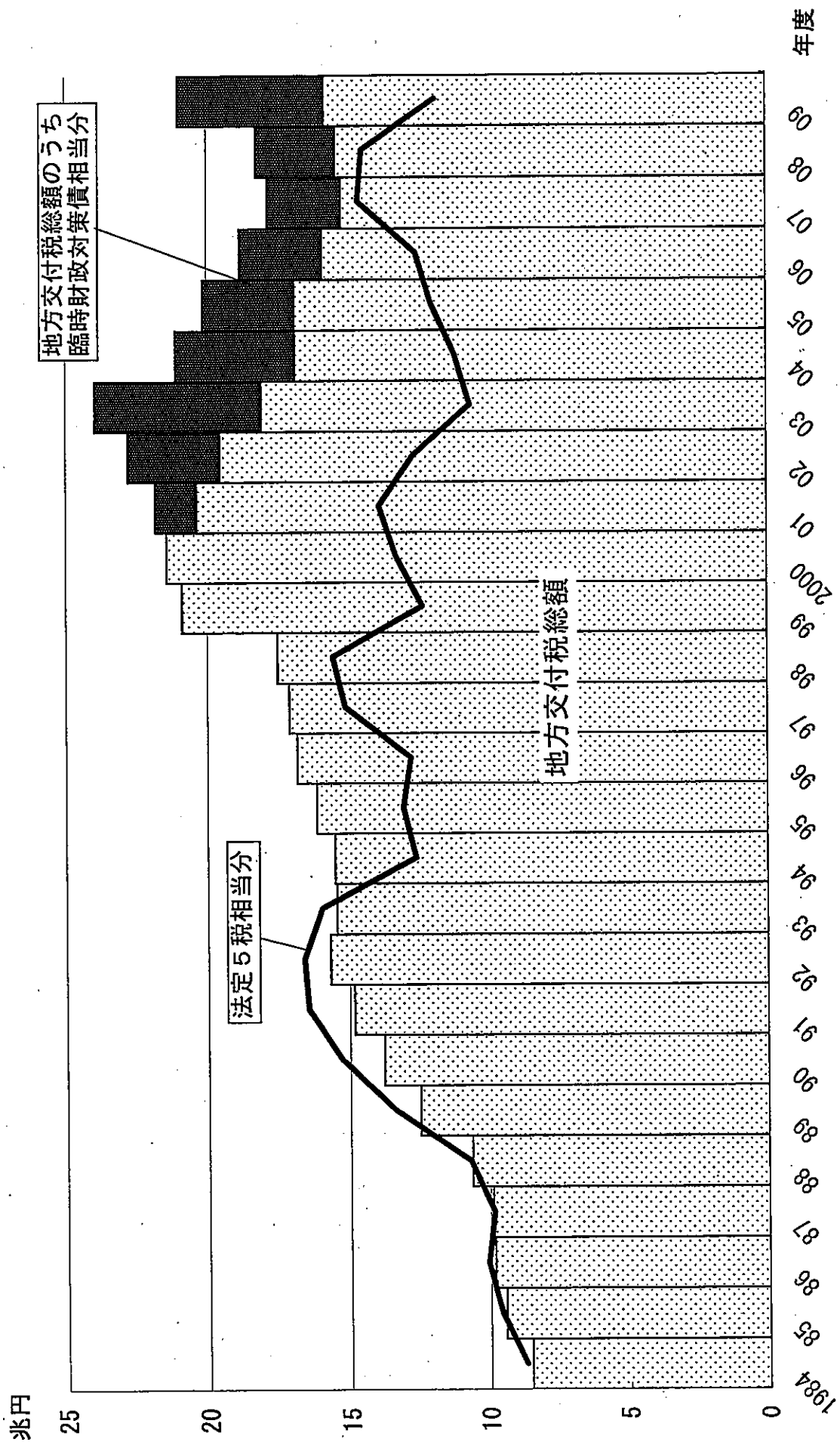
【三位一体改革の影響】

(単位:億円)

区 分	平成18年度	平年度
税源移譲(18年度は所得譲与税)	2,300	3,050
国庫補助負担金の削減(※)	△ 1,950	△ 1,950
収支(A)	350	1,100
法人事業税の分割基準見直し(B)	△ 1,300	△ 1,100
収支(A)+(B)	△ 950	0
地方特例交付金の廃止(C)	—	△ 1,400
最終的な収支(A)+(B)+(C)	△ 950	△ 1,400

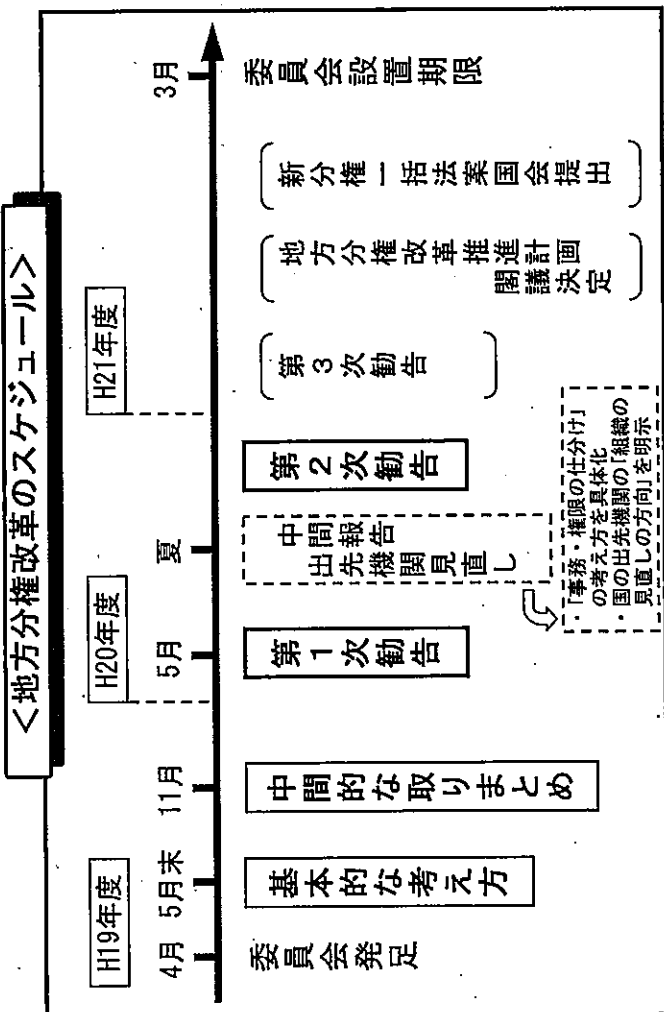
※スリム化及び交付金化の対象となっている補助金の影響額は除いています。

地方交付税総額等の推移（当初ベース）



注1 地方交付税総額、法定5税分の数値は地方財政計画による。臨時財政対策債額は地方債計画による。
 注2 法定5税分は国税からの繰入分から過年度清算分を除いたものである。

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」までの概要



「第1次勧告」
～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～
平成20年5月28日

国と地方の役割分担の基本的な考え方
重点行政分野の抜本的見直し
基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大
現下の重要二課題について
(1) 道路特定財源の一般財源化

・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき

第2次勧告に向けた検討課題

「第2次勧告」
～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～ 平成20年12月8日

【義務付け・枠付けの見直し】

見直しの基本的考え方

見直しの方針

メルクマール該当・非該当の判断

今後の進め方

【国の出先機関の見直し】

基本的考え方

事務・権限の見直し

事務・権限と組織の見直しに伴う人員・財源の取扱い

組織の見直し

出先機関の改革の実現に向けて

「中間的な取りまとめ」 平成19年11月16日

「地方が主役の国づくり」に向けた取り組み

法制的な仕組みの見直し等

個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

地方分権改革と地域の再生

税財政

① 国と地方の財政関係

② 地域間財政力格差の是正

③ 社会資本整備に関する財政負担

④ 国庫補助負担金改革

⑤ 財政規律

・補助金、交付税、税源移譲を含む税源配分等の一体的な改革を検討

・税源偏在の是正方策を①と一体的に検討

・補助対象事業の限定など、国と地方の役割分担の見直し

・地方の自主性を阻害する補助金等の見直し

・財産処分に係る補助金返還要件の見直し

・財政運営の透明性確保と自己規律の徹底

分権型社会への転換に向けた行政体制